印刷業界の新技術情報を三美印刷がお届けするメールニュース

sanbi-i-com (No.187)

ブロックチェーン ④

NFT の二次流通

前回に続き、ブロックチェーン技術を使ってデジタルデータを唯一無二のものにするという NFT がテーマです。今回は NFT 関連のニュースにおける頻出語である「二次流通」に伴う権利について掘り下げてみます。

1. 物品(紙の書籍を含む)の二次流通

メルカリなどのフリーマーケットやヤフオクなどのオークションサイトの人気とともに、物品の二次流通市場が拡大しています。二次流通といえば、まずはこのような中古品の売買を思い浮かべる人が多いかと思います。物品の流通過程を下表に示します。

一般的な物品の流通過程	
メーカー	以下、物品の所有権が移転する
1 1	(特許権等のライセンスは含まない)
卸売	
1 2	
小売	
↓ ③	ここまでが一次流通
消費者 A	
4	ここからが二次流通(中古品売買)
別の消費者 B	

③までは、卸売と小売による二度の転売も含めて 一次流通と呼ばれます。④以降が二次流通です。

①~④はいずれも物品の所有権の売買契約です。 メーカーが持つ特許権や意匠権などの知的財産権 のライセンス契約は含まれません。

紙の書籍の場合、メーカー、卸売、小売、消費者の 所が著者/出版社、取次、書店、読者となりますが、 基本は同じです。物品としての本の所有権が移転しますが、知的財産権である著作権は含まれません。

紙の書籍の流通過程		
著者/出版社	以下、物品の所有権が移転する	
1	(著作権のライセンスは含まない)	
取次		
1 2		
書店		
↓ ③	ここまでが一次流通	
読者 A		
↓ ④	ここからが二次流通(古本売買)	
別の読者 B	_	

③の段階で、本の所有権は読者 A に移っており、 著作権の一部がライセンスされている訳でもないので、 ④の古本売買が成立したからといって、著者/出版 社が読者 B または読者 A に何らかのロイヤリティを請求することはできません。「二次流通市場は一次流通 の新品販売を阻害するのか?逆に促進するのか?」 については諸説ありますが、少なくともメーカーや著 者/出版社にとって物品の二次流通は、直接的に収 益を得る場ではありません。

2. NFT で売買するのは所有権ではない

ところが、NFT 関連のニュースで出てくる二次流通 は意味が違っており、「二次流通が IP ホルダー (知的 財産権者)の収益になる」という記述があちこちで見ら れます。例を二つ挙げます。

(1)メディアドゥの NFT マーケットプレイスのニュース

リンク先の中段に以下の記述があります。

"ユーザー同士でアイテムを売買することができる 二次流通機能も年内に提供開始予定です。二次流 通で得られた収益は、コンテンツを提供する IP ホル ダーにも還元されます。"

(2) LINE、NFT の二次流通を開始のニュース

リンク先の上段に次の記述があります。"IP ホルダーやクリエイターは、発行した NFT が LINE の NFT マーケットで ユーザー間で売買されるたびに、収益の一部を永続的に受け取ることが可能になる。"

「二次流通とは中古品の所有権の売買である」という固定観念にとらわれていると、これらの記述は理解

困難です。筆者も当初は以下のように思いました。

「NFT であれ何であれ、所有しているものを売却したら、代金は100%売却者のものであり、元のIPホルダーは無関係ではないか?IPホルダーに支払う根拠は何なのか?」この疑問を解消する第一歩は、売買するのは所有権ではなく、NFTに紐付けられたコンテンツに関する利用権だと見ることです。

3. 著作権の一部ライセンス

そもそも法律用語としての「所有権」の対象は有体物だけであり、データは対象になりません。例えばソフトウェアはデータなので、所有権の売買契約ではなく、使用権(利用権)をライセンスする使用許諾契約となります。

NFT の二次流通をソフトの使用権の転売のようなものだと見れば、所有権ではないので「当たらずといえども遠からず」になります。とはいえ、ソフトの場合、以下の①②により、転売のたびにIPホルダー(ソフトメーカー)に収益が入ることは基本的にないと思われるため、NFT にぴったり合う理解とは言えません。

- ① 一括購入した永続ライセンスのパッケージ版ソフトを売却した場合、売却代金の一部を IP ホルダー(ソフトメーカー)に支払う根拠がない。
- ② サブスクリプション方式のソフトの場合は、そもそも転売

が成立しない(ソフトを使いたければ新規にメーカーと 直接契約するだけなので)。

著作権の一部のライセンスが含まれることが契約ではっきりしている NFT ならばどうでしょうか? 著作権には、細かく言えば以下の権利が含まれます。

- ・複製権 ・上演権及び演奏権 ・上映権 ・公衆送信権
- ·口述権 ·展示権 ·頒布権 ·譲渡権 ·貸与権
- ・翻訳、翻案等権 ・二次的著作物の利用権

これらの権利のいずれかの利用を許諾し、対価を IP ホルダーに支払う契約になっていれば、NFT を保 有者 A から買った保有者 B(所有者と言うと所有権を 連想するので、保有者と言うことにします)は、A だけ でなくIP ホルダーにも支払を行わねばなりません。

これならば支払の根拠は明白です。

4. パトロンとしての地位と追及権

NFTで何の権利を許諾するかを IP ホルダーが自ら策定しているケースはまだ少なく、現状はマーケットプレイス(取引所)の利用規約通りのものが大半です。規約の内容は取引所によってまちまちです。商業的利用(ただし複製や展示など一部の利用方法のみ)を認めるものがある一方で、NFTの保有者であることを世間に示せるだけで、利用は何も許諾されていないものも多いようです。「利用許諾なしだが転売時のIPホルダーへの支払あり」という例があるかどうかは確認していませんが、そのような例がもしあるとすれば、もはや「利用権への対価」では説明がつきません。その場合の根拠としては、以下が考えられます。

①パトロンとしての名誉、地位

アーティストを支援するのがパトロンなので、名誉、 地位を得るには、元の NFT 保有者だけでなくアーティストへの支払いも当然必要という考え方です。

↑これは、『NFTの教科書』(天羽健介、増田雅史編著、朝 日新聞出版)の p.199~200 からの受け売りです。

②追及権

一品もののアート作品については、日本ではまだですが、欧州各国では「<u>追及権</u>」という転売額の一定比率を作者が得る権利が法的に認められています。

以上

(第 187 回: 2022 年 1 月 26 日)